

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、主に工事現場の監理業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、会社に出勤せず、同月〇日、社用車の中で練炭自殺しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日〇頃推定」、「直接死因：一酸化炭素中毒」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月上旬頃に、ICD—10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の労働時間について

ア 再審査請求代理人の主張について

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の時間外労働時間は、本件疾病発病前1か月間で220時間32分、2か月前に174時間52分にも及ぶと主張する。また、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び本件公開審理において、①タイムカード（以下「本件タイムカード」という。）の印字部分については、その記録どおりに被災者が出社ないし退社したとみるべきであって、本件タイムカードを証拠資料として全く採用しないとしている監督署長の労働時間認定方法は不合理であること、及び、②パソ

コンのログイン・ログオフといった客観的な記録を被災者の労働時間の認定に使用すべきであることを主張するので、被災者の労働時間について以下のとおり検討する。

(ア) 本件タイムカードについて

C、Dの各申述、「2 被災者の行動調査書類」と題する書面、○地方裁判所平成○年(○)第○号未払賃金請求事件における被告(会社)訴訟代理人弁護士作成の平成○年○月○日付け準備書面(1)、ETCカードの記録等を精査すると、①被災者は、本件タイムカードに出勤時刻又は退勤時刻として記録された時刻に高速道路で車を運転していたこと(例えば、平成○年○月○日、同年○月○日、同月○日、同月○日及び同年○月○日等は、被災者が事業場に出勤又は退勤していたと記録された時刻に高速道路を走行中であることが、ETCカードの記録により確認できる。)、本件タイムカードに退勤時刻として記録された時刻に既に退社して飲食店等で飲食していること(例えば、平成○年○月○日、同年○月○日、同月○日等は、被災者が会社から退社したと記録された時刻に既に退社して飲食店で飲食していることが上記の被災者の行動調査書類により確認できる。)、②会社において、タイムレコーダーは屋外に設置され、いつでも誰でもタイムカードに打刻可能であることに加え、タイムカードの打刻も義務付けられておらず、本件タイムカードは給与計算にも用いられていなかったこと、③本件タイムカードの大半が手書きにより記録されていること等の事情が認められ、これらによれば、本件タイムカードは、被災者の出退勤時刻を客観的に証明する資料としては、その信憑性が低いものといわざるを得ず、印字部分と手書部分を含め、全体として労働時間の認定資料として用いることは相当ではないと判断する。

(イ) パソコンのログイン・ログオフの記録について

請求代理人は、パソコンのログイン・ログオフ時間を基に被災者の時間外労働時間を認定すべき旨主張する。

しかしながら、被災者の就労実態をみると、所定労働時間外に私的なメールや電話を複数回行っていることなどが明らかであり、加えて上記(ア)のとおり被災者の就労実態については、不明瞭な点が極めて多く見受けられるところであって、パソコンのログイン・ログオフの記録があるとして

も、当該ログインからログオフの間、継続して労働していたと推認することは困難である。

そうすると、直ちにパソコンのログイン・ログオフ時刻に基づいて時間外労働時間を推計することは妥当ではないと思料されるので、上記主張は採用することができない。

イ 当審査会による労働時間の認定

当審査会としては、以下（ア）ないし（エ）のとおり、労働時間を認定し、労働時間を集計した。そして、同労働時間集計結果によれば、被災者の時間外労働時間は以下のとおりである。

期間	各月の時間外労働時間
発病前1か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	9 8 時間 2 6 分
発病前2か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	7 0 時間 0 9 分
発病前3か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	6 6 時間 4 6 分
発病前4か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	5 2 時間 1 7 分
発病前5か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	5 5 時間 2 8 分
発病前〇か月（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）	4 8 時間 4 0 分

（ア）始業時刻について

労働条件通知書によれば、始業時刻は午前〇時であるとされている。

しかしながら、Dは、「会社の労働時間は、就業規則のとおりであるが、私の場合は、午前〇時〇分くらいを目安に現場に到着し、朝礼前にKY日報や作業日報を作成していた。」旨述べていること、Cも、「午前〇時から〇時〇分頃にいったん出勤して午前〇時に現場に着くように指示していた。」旨述べていること、被災者の職務（建設現場管理）上、現場に到着後に準備作業等を行っていることは容易に推認されることから、当審査会としては、被災者の始業時刻は、午前〇時〇分であったものと判断する。

(イ) 終業時刻について

労働条件通知書によれば、終業時刻は午後〇時とされているので、基本的には午後〇時とする。

しかしながら、Dは、「ファックスワークや現場の宿題は夜職場に持ち帰って行うことになる。」旨述べ、また、被災者が、午後〇時以降、取引先に対してメールを送信したり、あるいはファイルの作成・更新作業等をしていた日もあることが認められる。

よって、前述のとおり、被災者の就労実態は極めて不明瞭ではあるが、被災者がメール送信又はファイルの作成・更新作業をしていたことが客観的に認められる場合には、メールの最終送信時刻又はファイルの最終更新時刻を終業時刻として採用することとする。

(ウ) 休憩時間について

被災者が工事現場の管理業務に従事している際の休憩時間については、Dが、「時間をずらすことはあるが、休憩は取れていた。」旨述べており、また、一件記録を精査するも、被災者が、所定労働時間内において、休憩時間を殊更多く取っていた事情も見受けられないところ、当審査会としては、被災者は、労働条件通知書に記載のとおり休憩時間として〇時間〇分を取得していたものと判断する。

ただし、被災者が午後〇時（労働条件通知書記載の終業時刻）以降に事務作業をしていた場合における休憩時間については、これを直接的に裏付ける的確な資料は存在しないところ、Dが、「午後〇時過ぎに職場に戻ったとき、被災者は、たいていラジオを聴きながらコンビニ弁当やパンを食べ、業務に追われているというよりリラックスしていた。」旨述べていること等を踏まえ、当審査会としては、被災者は、少なくとも午後〇時以降、〇分間の休憩時間を確保していたものとして労働時間を集計した。

(エ) 休日出勤について

請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者には複数回の休日出勤が認められる旨主張している。

しかしながら、Dは、「繁忙期でも日曜日はたいてい休むことができ、休めない場合は現場終了後に自主申告で代休をとることがある。」旨述べている。また、Cは、「被災者に特別多くの業務が集中していたことはな

く、むしろDの方が業務量は多かった。」旨述べている。さらに、Eも、「被災者だけが休日出勤が必要なほど忙しかったわけではない。」旨述べている。

これらの申述を考慮すると、被災者が休日に業務をする必要性を見いだし難く、また、一件記録を精査するも、事業場が、被災者に対し休日出勤の指示をしていた事実は認められず、黙示の指揮命令があったといえる事情も見受けられない。さらに、被災者が休日にどのような業務にどの程度の時間にわたり従事していたかを客観的に裏付ける資料はない。

以上の諸点に照らし、当審査会としては、被災者が休日出勤したものは認められないものと判断する。

(4) 「特別な出来事」について

評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」は認められない。

また、請求代理人は、上記（3）アのとおり、被災者は平成〇年〇月及び同年〇月に、それぞれ約174時間と約220時間の時間外労働に従事しており、これは「特別な出来事（極度の長時間労働）」に該当すると認められる旨主張するが、当審査会が集計した労働時間のとおり、「極度の長時間労働」は認められないことから、上記主張は採用することができない。

したがって、当審査会としても、評価期間において「特別な出来事」に該当する出来事は認められないものと判断する。

(5) 「特別な出来事以外の出来事」について

評価期間における業務による出来事についてみると、以下のとおりである。

ア 業務中に追突事故に遭い「頸椎捻挫」を負ったことについて

(ア) 請求人が提出した「年月日 おくすり」と題する書面及び会社作成の「被災者、平成〇年〇月の終わりの会社車両での事故」から始まる書面によると、平成〇年〇月〇日、被災者は、業務中に追突事故に遭い、頸椎捻挫を負ったことでF整形外科に受診した事実が認められることから、これを認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて検討すると、当該頸椎捻挫については、鎮痛剤等の処方等対症療法が行われたすぎず、その後、手術を

したり、継続して通院した事情も見受けられないことから、決定書理由に説示するとおり、当該頸椎捻挫の程度は軽度なものとみるのが相当であり、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) なお、同追突事故については、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃した」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）にも該当するとして検討しても、決定書理由に説示するとおり、自らの死を予感させる程度の事故とはいえ、また、上記（ア）記載のとおり、本人の負傷の程度についても、軽度なものとみるのが相当であるから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 受注した工事において打ち合わせ約束ができておらず、施主を怒らせて工事中止、破談になったことについて

会社が提出した「工事を断られた件」と題する書面によれば、会社は、平成〇年〇月〇日、G会社側溝改修工事〇円を受注し、当該工事に係る打合せを被災者に依頼したが、打合せの約束ができておらず、施主を怒らせ、工事が中止、破談となったとされている。また、C、H及びIからの各電話聴取書並びに会社が提出した「5下請等の証言」と題する書面によれば、平成〇年〇月〇日、J工事案件についても、被災者が、手間を省くために独断で職人に工事変更の指示を出していたことが発覚したことが認められる。

これらは、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみるのが相当であるが、本件の一件記録を精査すると、G会社側溝改修工事案件もJ工事案件のいずれにおいても、被災者に対しては、上司から注意があったのみであり、ペナルティや責任の追及があった事実は認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」と判断する。

ウ 部下が主として管理していた現場で、部下と口論になったこと

会社が提出した「K工事でのトラブル」と題する書面によれば、平成〇年〇月から、塗装工事が始まり、その際に、作業の進捗をめぐり被災者とEとの間でトラブルが生じたことが確認できるところ、これを認定基準別表1の具体的出来事「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、Cの申述及び「5下請等の証言」と題する書

面によれば、決定書理由に説示するとおり、会社の仲介によりトラブルは解決しており、その後、被災者とEの関係は通常どおりであったことが認められることから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 合併により、営業担当にあった者が代表取締役役に就任したこと

Cの申述等によれば、平成〇年〇月〇日に、会社はL会社と合併し、営業担当であったCの息子が新たに代表取締役役に就任したことが認められるところ、これを認定基準別表1の具体的出来事「上司が変わった」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当するとみて検討するも、決定書理由に説示するとおり、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 〇回の2週間以上の連続勤務を行ったこと

請求代理人は、評価期間中において、被災者は2週間以上の連続勤務を〇回行っている旨主張するが、当審査会が認定した労働時間によれば、評価期間中における連続勤務の事実は認められないことから、同主張は採用することができない。

カ 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「弱」の出来事が複数あるが、全体評価も「弱」であって、「強」には至らないものと判断する。

なお、認定基準においては、具体的出来事の心理的負荷の強度が、労働時間を加味せずに「弱」程度と評価される場合であって、出来事の前及び後にそれぞれ恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）が認められる場合には、総合評価が「強」となるとされている。本件においては、被災者の発病前1か月（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）の時間外労働時間は98時間26分であるものの、出来事の前後に恒常的な長時間労働が認められる場合ではないから、上記判断を左右するものではない。

キ 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。